

学校が苦手な児童生徒の保護者の方へ

不安や困りごと、ありませんか？



学校に行きたがらない

- 学校から帰ってくるといつも疲れている
- 学校に行こうとすると頭やお腹が痛くなる
- 家や自分の部屋から出たがらない

子どもへの接し方が分からない

- 子どもに学校に行くよう働きかけてよいか
- 学校に行かない理由を聞いてよいか
- 理由を聞いてもよく分からない／答えたがらない
- 家庭学習を続けるべきか
- 誰にも相談できない

心配な状態が続いている

- ゲームやSNSに没頭して昼夜逆転している
- 学習の進度が遅れ、学校の授業についていけない
- このままでは、将来、進学や就職できないのでは

一人で悩まないでください。

不登校は誰にでも起こり得ることです。

お子さんや保護者の方の周りには、行政・民間の様々な支援の輪が広がっています。このパンフレットでは、不登校等学校が苦手なお子さんの保護者の方の相談先などについてご紹介します。

教室や家庭以外にも

多様な学びの場や支援の仕組みがあります。

不登校の児童生徒のための相談や学習の場、
保護者の方を支援する様々な制度やサービスがあります。

まずは、学校・子ども総合相談センター事務所に相談

①子ども総合相談センター事務所

不登校に関する相談をはじめとして、松山市にお住まいの0～18歳の子どものに関する様々な相談を受け付けています。心配なことや不安なことは、迷わずご相談ください。

紹介・連携

②教育支援センター事務所

さまざまな理由で学校に登校できない松山市内の児童生徒とその保護者への個別支援や松山わかあゆ教室(適応指導教室)の運営、IT(パソコンやタブレット)を使った学校復帰支援等によって、子どもの学校復帰や社会的自立につなげるための取組を実施しています。さらに、学校を休みがち、または長期に欠席している児童生徒の保護者の集い「にわたりの会」を開催しています。

③フリースクール・ 学校外相談学習施設 等

学校や教育支援センター事務所以外の、日中の時間帯に不登校の児童生徒が学習をしたり、興味のあることに取り組んだりできる場所です。一定の要件を満たせば、出席扱いにすることができます。



学校

スクールカウンセラー



児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を持つ方をスクールカウンセラーとして、各中学校(拠点校)に配置しています。小学生やその保護者も、中学校を通じてスクールカウンセラーに相談をすることができます。

不登校に関する相談窓口・学びの場

①子ども総合相談センター事務所

名称	概要	問合せ先
子ども総合相談	不登校に関する相談をはじめとして、松山市にお住まいの0～18歳の子どもに関する様々な相談を受け付けています。	TEL : 089-943-3200 相談受付時間 平日 8:30～21:00 土日祝 8:30～17:00 ※年末年始を除く 〒790-0864 松山市築山町12-33(青少年センター内)

子ども総合相談センター事務所 ホームページ



②教育支援センター事務所

名称	概要	問合せ先
個別相談	個別面談、スポーツ活動、自主学習などを行います。	TEL : 089-943-3205 〒790-0864 松山市築山町12-33(青少年センター内)
松山わかあゆ教室 北条文化の森教室 (適応指導教室)	少人数で活動する「松山わかあゆ教室」「北条文化の森教室」を開設しています。自主学習やスポーツ、体験活動などを行います。	「わかあゆ教室」 TEL : 089-943-5884 平日8:30～17:00 〒790-0864 松山市築山町12-33(青少年センター内) 「北条文化の森教室」 TEL : 089-993-2366 平日10:00～15:00 〒799-2436 松山市河野別府町941(松山市立北条図書館内)
ITを活用した 学校復帰支援	引きこもり傾向にある不登校児童生徒に対して、タブレットを活用した学習支援や家庭訪問を行います。	TEL : 089-943-3205 〒790-0864 松山市築山町12-33(青少年センター内)
にわたりの会 (保護者の会)	学校を休みがち、または長期に欠席している児童生徒の保護者の集いを開催しています。	TEL : 089-943-3205 〒790-0864 松山市築山町12-33(青少年センター内)

教育支援センター事務所 ホームページ



③フリースクール・学校外相談学習施設 等

名称	概要	連絡先
愛媛県 フリースクール等 連絡協議会	子ども達の学習支援・居場所支援などを行う有志の団体が、連携・協力する協議会です。フリースクール等を紹介しています。	TEL : 090-8210-6120 10:00~21:00 
認定NPO法人 翼学園	子育て相談やカウンセリング業務を行っています。長期欠席やひきこもりの子どもが学校(社会)復帰できるまで支援します。	TEL : 089-971-5706 〒790-0047 松山市余戸南3丁目3番39号 URL : http://www.tsubasa-room.jp/ 

教育機会確保法の基本理念

平成28年に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(いわゆる教育機会確保法)の基本理念として以下の5つが示されています。

- 1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。